

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ） (06-6208-9637)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	マンション敷地売却における買受計画の変更の認定
概 要	マンションの建替え等の円滑化に関する法律は、複数の区分所有者が存在するマンションにおいてマンション敷地売却を円滑に進めるため、具体的なマンション敷地売却の主体や事業方法等について規定したものです。 この法律において、マンション敷地売却事業に係るマンション敷地売却組合の設立手続を定めており、買受計画の認定を受けた者は、買受計画の変更をしようとするときは、市長の認定を受けなければならないとされています。
根拠法令等 及び条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第111条第1項 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則第53条第1項
審査基準	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 （買受計画の認定基準） 第百十条 都道府県知事等は、前条第一項の認定の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認定をするものとする。 一 決議特定要除却認定マンションを買い受けた日から決議特定要除却認定マンションが除却される日までの間に、当該決議特定要除却認定マンションについて新たな権利が設定されないことが確実であること。 二 決議特定要除却認定マンションの買受け及び除却に関する資金計画が当該買受け及び除却を遂行するため適切なものであり、当該決議特定要除却認定マンションが買い受けられ、かつ、除却されることが確実であること。 三 代替建築物提供等計画が当該決議特定要除却認定マンションの区分所有者又は借家人の要請に係る代替建築物の提供等を確実に遂行するため適切なものであること。
標準処理期間	おおむね40日間
経由日数	なし
提出先	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ）
提出時期	マンション敷地売却事業の進捗に応じて随時
提出方法	認可申請書及び添付書類を都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ）へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ）
ホームページ	
備 考	